

国「子ども・子育て会議基準検討部会(第4回)」(8月29日)の開催について ～ 小規模保育事業についてとりまとめ ～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第4回)が、8月29日開催されました。当日の議事内容は下記です。

議事内容

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3) 地域子ども・子育て支援事業(利用者支援)について
- (4) その他

- ・無藤 部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明され、協議に入りました。
- ・また、森 内閣府特命大臣(少子化対策担当)から挨拶が行われ、この会議においても子どもの利益が第一ということで進めて頂きたい。本日夕方、少子化危機突破タスクフォースの第二期会議を開く予定。新制度が滞りなく進むように進めていきたい等の旨が述べられました。

《 傍聴概要 》 ※以下敬称略

(1) 小規模保育事業について

- ・保育課長より資料 1「小規模保育事業について」について説明が行われました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員)小規模保育事業については6人から20人未満の多様な保育事業であり、それも0～2歳児に対する保育が中心となることから、これまでの会議においても意見提案させて頂いたように、現行保育所に準じた職員数や資格要件については、遵守すべきものと考えます。なお、今回の小規模保育制度については、集団保育より家庭的保育に近いものであり、連携施設等、他からの支援を受けながら運営される事業であるとの説明がこれまでも行われてきました。とくに保育所との連携や支援が最も重視されることに鑑み、この事業を遂行することによって現行保育制度の規制緩和に繋がるようなものにならないように十二分に配慮された制度が構築されることを望むものです。

(以下は、各委員意見の概要)

- 小規模保育事業の基準づくりについては地域の実情を踏まえた配慮からの柔軟な制度案をここまでとりまとめて頂いたことについて感謝申しあげたい。有資格者の確保についても、離島、へき地等の配慮もしながら幅広い範囲の柔軟な制度にして頂いたことには感謝申し上げたい。研修制度については、地域の実情に応じた体制が組めるようにぜひして頂くと共に補助についてはぜひお願いしたい。連携施設については、一地域に一施設しかないような場合には必ずしも義務づけないこと、特例を設けて頂いたことには感謝したい。
- 大都市部の待機児童対策と共に児童人口の減少した地域に対して期待されている制度として意義あるものである。離島、へき地の在り方についてもいろいろと配慮した提案であることには大変意味があると思っている。面積基準が参酌基準であり、B型についても保育士の資格も考慮される等評価されるが、今後地域の実情に応じて、子どもの最善の利益を考えた際にただ数だけでなく質の確保も重要である。研修の重要であるが、専門職の計画的な養成が大学等専門機関で考えられる必要がある。とくに保育士の比率については、質の低下に繋がるようなことにならない十分な配慮をお

願いたい。何よりも集団保育の質の確保、給食の適切な提供、卒園後の入園確保等のためにも連携保育所については重要であり、そのための財源確保をお願いしたい。

○人数による段階わけをし、それにより施設管理者を置いて頂きたい。B型の保育士率 50%以上という基準を支持する。多くの現状の認可外保育所の質の向上に繋がるものとする。

○質の低下ではないかという議論がメディアでも出る中で、説明の仕方なのではないかとも思われる。質の向上に繋がっているものであるということがわかるような説明資料であるべき。

○高い質を求めていくという方向性との整合性のためにもこうした制度について例えば「当面の」ということで、「しかし将来はこうした方向」という方向性を示していく必要がある。加速化プランにもあるように資格取得の支援ということも併せて考える必要がある。子どもを預ける施設ということだけではもはやなくなっており、ソーシャルワークの機能が求められている。

○保育所の規制緩和との問題について質問したい。小規模保育事業が非常に重要であり、その中でこうした基準を創っていることはよいこととする。一方で保育所の基準緩和に繋がっていく。当会議の委員の方々は整理をして議論をしていると思うが、このことが規制緩和に繋がっていくようなものにならないようにしていく必要がある。そうした点について、お考えをお聞かせ頂きたい。

○家庭的保育者の多くは、保育士資格を有しているのものでそうした点での配慮をお願いしたい。「保育士資格を保有せず、認定研修を修了した家庭的保育者」等の表記にする等明確な区別をした表記とするようお願いしたい。保育士資格の比率が多くなった際には公定価格の配慮をしていく点について評価したい。

○B型においても1/2の保育士配置ということと公定価格の配慮についても賛成。その上で園長配置のようなことが望まれるということは必要なのではないかと。研修についても養成校が連携していくことも必要。小規模保育施設のコンセプトについて、待機児童、人口減少に対しても意義があると思うが、単に親が預けられるという点のみならず、「3未満の子どもが安心して過ごせること」、「乳児期の健やかな保育を保障できるということ」をもっと強調をお願いしたい。

○連携する方の施設としても公定価格の配慮等必要なのではないかと。

(保育課長) 何人かの方々から研修についてのご意見を頂きました。現時点では、家庭的保育者に対する認定研修のガイドラインに準じた形で行うこと。その研修自体についても今後、家庭的保育事業のご議論の中で内容についてもご議論頂く必要もある。研修の実施体制についてもより広範囲な大学等、いろいろな機関との連携協力により進めていく必要がある。健康診断の基本的な性格としては対象年齢が保育所に比べれば限られていること等あるが、そうした点に配慮しつつ診断については、当然のことながら保育所等と同様に行って頂く。財源確保については、追加的な財源確保を前提に進めて頂いている中で、こうした事業についても最大限の努力をしながら進めていきたい。

いくつか頂いた現行保育所との規制緩和との問題では、小規模保育事業の「対象年齢は0から2歳の乳児を中心としていること」、またどちらかと言えば「規模としても家庭的保育事業に近いこと」、さらに「連携保育所を必要としていること」等、自ずと20人以上の基幹的な機能を持つ保育所と性格は異なる。そのため保育士の割合も1/2にするようなB型も含めてきめ細かな公定価格を設定することにより、段階的にもA型に移行できるようにしくみをしていくことが考慮されている。

この度の小規模保育事業の制度は、20人未満という今まで制度が存在しなかった分野についてのものであり、既に制度が確立している現行保育所に対する規制緩和の議論とは、新たに構成するものに対する議論として自ずと性格が異なる。新たな制度として、多様な性格を持てるようにすることが現行保育所の規制緩和の議論とは異なるし、また、今まで規制改革の議論の中で何度もお応えしてきたように保育所の人員配置基準を緩和する考えはないし、その方針に変更はない。

また今後の考えとして、こうしたしくみを恒久的なものにすべきではないというご意見については、当然のことながらこの制度を運用する中でその時々を見直しは必要になるしその機会において、より良いあり方について、そのままよいかという点については、この子ども・子育て会議においてもご議論頂きたいと考える。

家庭的保育者の記述については配慮が足りなかったと考え検討したい。連携施設の在り方について、連携施設側に対する配慮については、今後当然、公定価格の議論中でも進めていく必要がある。また、自治体を越えた連携も考えられるし、必ずしも公立に限ったものではなく幅広い中で位置づけていきたい。

(無藤 部会長) こうしたことで小規模保育事業については、ほぼご議論を頂いたと思う。その中で、今後公定価格についての検討も予定されているので、そうした質の確保や向上を目指すものとしてのご議論もしていく必要があることも含めて、ひとまず私、部会長と大日向 部会長代理に、以降についてはご一任頂きたいと思うがよろしいか。また、これは新制度の先行実施のためのものなので、今後の調整もあり得る。

※ 全員異議なしとのことで了承された。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

・事務局より資料2「幼保連携型認定こども園の認可基準について」説明の上、質疑応答が行われました。

(以下は、各委員意見の概要)

- 園長等の資格については、現行の保育所から新幼保連携型に移行する場合、現行の施設長と同様の資質を求めることにより質の担保を図ることで、社会福祉事業たる保育への見識を有し、また施設運営全体のマネジメント能力を有する施設長を認められていくべき。養護教諭には「看護師」が、栄養教諭には「栄養士」が認められるよう定めるべき。食事の提供についても1号認定こどもへも食育の視点から給食の提供に統一すべき。臨時休業、出席停止についても保育を必要とする子どもを預かる観点から休業せず開所する必要な場合もあることを考慮して頂きたい。
- 幼・保のそれぞれの質の高いものを目指すとしていることについても重要であるが、こうした点は今後公定価格の議論の中で進めていく必要がある。基本的な考え方では的確に最善の方法を検討しつつ、既存施設の移行については特例や弾力的な取扱いを質を下げない範囲で考えていく必要がある。個別的な論点について、運動場等の名称については、それぞれ歴史あるものであるが「園庭」とした方が良い。運営については、保育と等しい、子どもたちの基本的な人権が保障されるためにも厳しい方向が望まれる。自己評価については、自らの施設が実施して公表していくことが重要であり、義務づけていくことが必要。まずは自己評価の実施と結果の公表を義務として、第三者評価等を努力義務にしていくことが求められる。
- 3歳児のクラス編成について、年齢が上がってもなるべく同じクラスに残った方が子どもや親にとってもより良いのではないかと。親しみやすいのは「園庭」ではないか。運営状況の評価については、利用者視点によっても、利用者がきちんと判断できるものにして頂きたい。健康診断については1歳のように低年齢児については、健診と共に一体的にできることも考慮して頂きたい。
- 質を下げないことには賛成。学級編制については、具体的に学級を編制することにして頂きたい。施設については、既存幼稚園、保育所からの移行については単一の施設を求めるべき。保育室として利用する階数は二階以下にすべき。食事の提供については、園の判断にゆだねて頂いてお弁当も可とすべき。
- 単一の施設として「ふさわしい」ということは具体的にはどのような点なのかということが重要。そうした視点から個別の論点について、学級編制については、短時間利用児、長時間利用児については、そもそも幼稚園児、保育園児を区分しなくなかった事情から残っている。新しい幼保連携型については「一体的な4時間程度の」という概念になるのではないかと。現行法の認定こども園法の中でも課題として、短時間だけの教室、長時間だけの教室になってしまうので、ご検討頂きたい。
職員配置についても短時間、長時間になっているので、すべての子どもの観点・理念から一体的に考えていく必要がある。新設に対して、3歳以上の学級に選任職員の提案があるが、ローテーション配置になると難しい場面もあり得るのではないかと。そうした点では現行の保育所の配置を参考に新たに質を上げる配置の検討が必要。施設について、一体的という視点からは重要であるが、も

とも幼稚園機能、保育所機能という視点から考えると、現行法上の認定こども園の在り方自体を検討していく必要がある。保育教諭という観点で新幼保連携型が考えられていることは素晴らしいと考えるので、そうした意味からも同一敷地内の同一施設を求めてはどうか等については、ハードという観点ではなく機能という観点が必要。

調理室の設置と食事の提供については、短時間、長時間保育を区分しないで考えれば、処遇に差があってはならない。片方がお弁当、片方が給食というあり方はあってはならない。そうした点から「ふさわしい」という基準を検討して頂きたい。

- 箱ものではなく、基本的に保育者の質であると考えている。保育者の処遇の向上が重要。短時間、長時間の子どもにとってまったく同じプログラムであると長時間の子どもにとっては疲れる等のこともあり、緩やかなもので良いのではないか。

(3) 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援）について

- ・事務局より資料 3「利用者支援について」説明が行われた。新制度の施行に伴い新たな制度であるので、いずれ実施要綱が必要になると考えていること。個別に自治体のご意見を頂くことも必要であること。そのタタキ台ができた時点で委員の皆様にお諮りしたい旨が補足説明された。

(4) その他

- ・前回会議の要請を受け、事務局より「放課後児童クラブの基準検討」について資料説明が行われた。

(以下は、各委員意見の概要)

- 利用者支援制度について、新制度についてはすべての子育て家庭に等しく支援するための環境整備として非常に重要。親にも地域の子育て支援サービスを学ぶ機会が必要であり、支援が必要な方も垣間見られる中で、情報提供だけに済まないケースもあるので、その後のフォローもできる体制が必要。資料の事例を踏まえて多様な観点から検討していくことが必要。
- 放課後児童クラブについては意見を申し上げる余地のあるところをお願いしたい。
- 放課後児童クラブについては、株式会社の実施については丁寧に進めて頂きたい。資料提供もお願いしたい。

(事務局) 経過の中での議論についてはご提示させて頂く中でご議論頂きたいと考えている。

次回日程について基準検討部会については、9月20日(金) 子ども・子育て会議基準検討部会(第5回) 13時~16時予定であることが説明されました。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

「平成26年度保育対策関係予算概算要求の概要」公表される

- ◇ 平成26年度に向けた厚生労働省保育対策関係予算概算要求の内容が、公表されました。以下に概要のみご参考まで掲載いたします。なお、待機児童解消加速化プラン等の資料を含めて別途保育通信、全私保連ホームページ(会員ページ)等に掲載をしていく予定です。

(参 考) 平成26年度保育対策関係予算概算要求の概要 (抜 粋)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成25年度予算)

(平成26年度概算要求)

461, 142 百万円 → 493, 694 百万円

待機児童解消加速化プランに基づき、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

注1 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされている。

注2 税制抜本改革に伴う社会保障の充実及び消費税率の引上げに伴う支出の増については、上記の判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。また、安心こども基金で実施している事業の取扱いなどについても、予算編成過程で検討する。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費 454,427 百万円

待機児童解消のための保育所を受入れ児童数の拡大(約7万人増)に伴う運営費の増。

※待機児童解消加速化プランでの受け皿増分に伴う所要額については、予算編成過程で検討。

【その他改善事項】

- ・主任保育士の研修等の機会を確保するため、研修等の期間中の代替職員にかかる経費の加算を行い、保育士の質の向上を図る。
- ・低年齢児の栄養管理や食物アレルギー等に対応した特別食に対する食事支援等を行う場合に食育推進加算を行い、食育の推進を図る。
- ・保護者に対する感染症予防等子どもの健康面での相談や、保育士等の職員に対する講習会を行う場合に健康管理加算を行い、感染症予防等の推進を図る。
- ・1, 2歳児の保育需要に対応するため、育児休業終了等に伴い増加する年度途中の保育需要に対応する保育士の配置にかかる経費を加算し、1, 2歳児の受入れの促進を図る。
- ・民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、幼稚園での勤務経験を算定できることにする。

(2) 待機児童解消促進等事業費 2,238 百万円

・家庭的保育事業(保育ママ) ・認可化移行促進事業 ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 137 百万円

保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 23,843 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 60.2万人 → 62.4万人分

(2) 家庭的保育事業(保育ママ)【再掲】 2,084 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 5,196 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ171.8万人 → 延べ200万人

体調不良児対応型 898か所 → 898か所

非施設型(訪問型) 15か所 → 15か所

(4) 休日・夜間保育事業 837 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業 11万人 → 12万人

夜間保育推進事業 252か所 → 280か所

(5) その他の保育の推進 7,017 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp